

令和8年度情報セキュリティ外部監査業務委託 仕様書

1 業務委託名

令和8年度情報セキュリティ外部監査業務委託

2 業務目的

本業務は、本市における情報資産の取り扱いについて、第三者による独立かつ専門的な立場から、情報セキュリティ外部監査を実施することで、問題点および改善方法等についての検討、助言などを行うことによって、本市の情報セキュリティ対策の確実な実施に資することを目的とする。

3 委託期限

令和8年12月28日

4 業務内容

熱海市情報セキュリティポリシー及びそれに付随する各種の実施手順等を基準とし、助言型監査として、問題点の抽出と改善案を報告する。

(1) 監査範囲

本市の情報資産を取り扱う部局及び業務全般

(2) 実施対象

本市の部署から2部署程度を対象とする。対象部署については本市と協議のうえ決定するものとする。

5 適用基準

- ・熱海市情報セキュリティポリシー及びそれに付随する各種の実施手順
- ・地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（令和8年3月版）（総務省）
- ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和8年3月版）（総務省）

上記のほか委託期間において情報セキュリティに関し有用な基準等で、本市と協議して採用するもの

6 履行体制

本業務を実施する際の業務履行体制については、次のとおりとする。受託者決定後、監査チームに属するメンバーの職務経歴書（資格、実績を明記したもの）及び資格取得を証する書類（写しで可）を提出すること。

- (1) 受託者は ISO/IEC27001 (JIS Q 27001) 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (2) 情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者を 1 人以上含む監査チーム（2 人以上）を編成すること。

ア システム監査技術者

イ 公認情報システム監査人（CISA）

ウ 公認情報セキュリティ主任監査人

エ 公認情報セキュリティ監査人

7 監査手順

監査は、以下の手順で実施することとする。

(1) 監査実施計画書の作成

受託者は監査実施計画書を作成し、本市との協議により委託業務内容の詳細及び各作業の実施時期を決定するものとする。

(2) 監査チェックリストの作成

5 で示した適用基準から、監査項目（15～20 項目程度）ごとに具体的な確認事項となる監査要点を列挙した監査チェックシートを、本市と協議の上で作成すること。

(3) 監査

監査対象から提出されるチェックリストや資料の確認、関係者へのヒアリング等を実施し、発見された問題点について事実誤認がないか等確認を行うこと。ヒアリングは原則現地実施とする。

(4) 監査調書の作成

ヒアリング等の内容を取りまとめた監査調書を作成すること。

(5) 監査報告書の作成（改善提案の提示を含む）

※監査の結果、改善提案の実現のために、庁内において物品・資材の調達等が必要になることが見込まれる場合には、必要に応じ、10 月中旬までに簡易報告をすること。

8 委託成果物と納入方法

下記に掲げる監査成果物を書面及び電子媒体で、必要数を提出すること。

(1) 監査成果物

- ・情報セキュリティ監査報告書 1 部

(2) 納品方法

- ・紙媒体、電子媒体 各 1 部

9 成果物の納入先と納入期限

成果物については、熱海市企画財政課DX推進室へ納入するものとし、納入期限は令和8年12月28日とする。

10 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、すべて本市に帰属するものとし、書面による本市の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は、受託者に留保されるものとする。

11 委託業務の留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

(1) 資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料等の提供は本市が妥当と判断する範囲内で提供する。なお、受託者は、本市から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うものとする。

(2) 再委託

受託者は、本業務の実施にあたり他の業者に再委託することを原則、禁止する。再委託が必要な場合は、本市と協議の上、事前に書面により本市の承認を得ること。

(3) 秘密保持等

受託者は本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示し又は自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(4) 関係法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

(5) 交通費等の負担

受託者の移動にかかる交通費等は、受託者の負担とする。

12 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については本市と協議の上決定するものとする。